明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第3項の規定により、次の免許状は取上げた。

平成29年3月2日　埼玉県教育委員会

1　取上げ処分とした免許状
氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
小島啓三郎、埼玉県、東京都教育委員会
(1)　中学校教諭一種免許状（外国語（英語））
(2)　高等学校教諭一種免許状（外国語（英語））
2　処分年月日　平成29年2月15日
3　取上げ処分の事由
教育職員免許法第11条第3項該当

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の最終年度に係る財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

平成二十九年三月二日

神奈川県三浦市三崎五丁目一二番五号
(甲)　みうら漁業協同組合
代表理事組合長　鈴木　清

神奈川県三浦市三崎町諸磯一八七一番地
(乙)　諸磯漁業協同組合
代表理事組合長　出口　尚

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月二日

香川県坂出市川津町三七〇四番一号
合同会社さくらんぼ
代表社員　福留　理恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月二日

福岡市早良区藤崎一丁目一番四三
合同会社ノア・エンタープライズ
代表社員　馬原　功

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月二日

熊本県菊池市泗水町永四五二九番地五
合同会社グローバルテック
代表社員　寺口　雄二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五万円、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年三月二日

宮城県栗原市築館字留場中田一番地一
有限会社テスコ
代表取締役　真山　俊男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年三月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年三月二日

埼玉県川越市竹野一〇番地一
株式会社オプトラン
代表取締役社長　林　為平

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月二日

東京都文京区水道一丁目九番二号
株式会社岩崎書店
代表取締役　岩崎　夏海

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である万年秀明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月二日

東京都千代田区神田淡路町二丁目一〇一番地
グリーン・ツリー・システム・コーポレーション
日本における代表者　万年　秀明

限定承認公告

本籍山形県酒田市茨野新田三二番地一、最後の住所山形県酒田市茨野新田三二番地の一
被相続人　亡　千葉　修司

右被相続人は平成二十七年十一月十日死亡し、その相続人は平成二十九年二月二十日山形家庭裁判所酒田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二日

山形県酒田市光ヶ丘二丁目七番二七号
限定承認者　岩瀬　梢

限定承認公告

本籍埼玉県深谷市長在家一五九〇番地、最後の住所埼玉県熊谷市武体一四五番地五　中島　豊子方
被相続人　亡　川俣　孝

右被相続人は平成二十八年十月二十八日死亡し、その相続人は平成二十九年二月十四日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二日

茨城県常陸太田市国安町五八一
相続財産管理人　岩間　雪子

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市西区大字内野本郷四四八番地七、最後の住所埼玉県さいたま市西区大字佐知川四五二番地五
被相続人　亡　大嶋　修

右被相続人は平成二十八年八月七日死亡し、その相続人は平成二十九年一月三十日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番一六号　浦和大熊ビル三階C　浦和ふたば法律事務所　相続財産管理人大嶋初美
代理人弁護士　設楽あづさ

事業譲渡につき通知公告

当社は、株式会社A　Inc.（住所福井県鯖江市新横江二丁目三番四号）に対し、アプリケーションソフトウェア事業の一部を譲り渡すことにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年三月三十一日です。

平成二十九年三月二日

福井県鯖江市新横江二丁目三番四号
株式会社jig.jp
代表取締役　福野　泰介

事業譲渡につき通知公告

当社は、株式会社B　Inc.（住所福井県鯖江市新横江二丁目三番四号）に対し、アプリケーションソフトウェア事業の一部を譲り渡すことにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年三月三十一日です。

平成二十九年三月二日

福井県鯖江市新横江二丁目三番四号
株式会社jig.jp
代表取締役　福野　泰介

正　誤

平成二十九年二月二十一日法務省告示第九十八号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ二段一九行目から二一行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
一二三	三	終りから三	蒜相続人　亡　廣平喜美江	蒜相続人　亡　廣平貴美江

（原稿誤り）

平成二十九年二月二十二日掲載の那覇家庭裁判所に係る平成二十九年（家）第七〇〇二号相続権主張の催告中

◉号外　三月二日付第四二号六四ページ
十一月二十五日付参会第一
ージ●同日付政府調達第四一号一六ページ●二十八年
三号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）